

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社はコーポレート・ガバナンスを経営上の重要な課題と位置づけ、グローバル化する経営環境の中で継続的に企業価値を向上させていくためには、経営の効率性と透明性の向上、業務執行の管理・監督機能の強化が重要であると認識し、必要な組織体制・制度の構築・整備に取り組んでまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	30%以上
--	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	27,676,000	6.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	22,758,700	5.68
明治安田生命保険相互会社	19,537,483	4.87
THE BANK OF NEW YORK — JASDECNON — TREATY ACCOUNT	8,619,594	2.15
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,378,357	1.84
株式会社常陽銀行	6,801,000	1.70
日本生命保険相互会社	6,709,681	1.67
東京海上日動火災保険株式会社	6,041,944	1.51
三菱UFJ信託銀行株式会社	5,481,000	1.37
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED	5,007,368	1.25

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

2014年11月6日付でジーエルジー パートナーズ エルピーの株式大量保有報告書が、また、2014年12月4日付でブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者による株式大量保有報告書が、さらに、2015年1月21日付でコーズウェイキャピタルマネジメントエルエルシーの株式大量保有報告に関する変更報告書が、2015年6月3日付でモルガン・スタンレーMUFG証券株式会社の株式大量保有報告書が、それぞれ関東財務局長に提出されております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	精密機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松尾 憲治	他の会社の出身者				○				○			
樋口 公啓	他の会社の出身者				○				○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松尾 憲治	○	株式会社三菱東京UFJ銀行社外監査役 三菱地所株式会社社外監査役 松尾憲治氏は、明治安田生命保険相互会社出身であり、当社と同社の間には、資金の借入れ関係及び保険取引関係があります。また、同氏が社外監査役である株式会社三菱東京UFJ銀行と当社との間には、資金の借入れ関係があります。さらに、当社と三菱地所株式会社との間には本社に関する不動産賃貸に関する取引関係がありましたが、平成26年11月の当社本社の移転をもって当該取引関係はなくなりました。なお、各社への支払い金額は、当社の連結売上高の1%未満であります。	他社における経営者としての豊富な知識・経験等を有する同氏に、業務執行より独立した公正で客観的立場から経営監督機能を担っていただくため、社外取締役に選任しています。同氏の大局的な見地からの意見等は、当社経営にとって貴重です。独立性に関し、同氏は東京証券取引所上場規程所定のいずれの基準にも該当せず、また、一般株主と利益相反のおそれがないと当社として判断するため、独立役員に指定しました。
		日本空港ビルデング株式会社社外監査	他社における経営者としての豊富な知識・経

樋口 公啓	○	役 能美防災株式会社社外取締役 株式会社三菱総合研究所社外監査役 樋口公啓氏は、東京海上日動火災保険株式会社出身であり、当社と同社との間には保険取引関係がありますが、保険料支払額は当社の連結売上高の1%未満であります。	験等を有する同氏に、業務執行より独立した公正で客観的立場から経営監督機能を担っていただくため、社外取締役に選任しています。同氏の大局的な見地からの意見等は、当社経営にとって貴重です。独立性に関し、同氏は東京証券取引所上場規程所定のいずれの基準にも該当せず、また、一般株主と利益相反のおそれがないと当社として判断するため、独立役員に指定しました。
-------	---	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	あり
---	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新
--

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	なし
報酬委員会に相当 する任意の委員会	報酬審議委員会	6	6	3	2	1	0	社内取締役

補足説明

2016年3月期にかかる報酬制度から、報酬審議委員会に社外取締役を委員として加えております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 監査役と会計監査人の連携状況
監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち、監査計画、監査報告をはじめ積極的な意見交換、情報交換を行い、監査の実効性確保に努めています。
2. 監査役と内部監査部門の連携状況
当社は、2005年10月に内部監査部門として社長直轄の経営監査部を設置しました。ニコングループの各制度や業務遂行状況を法令遵守や有効性・効率性の観点から監査を行っています。監査役に対しては、経営監査部より、内部監査に関わる状況とその監査結果の報告を行っており、監査役は必要に応じて経営監査部に調査を求めるなど、経営監査部と緊密な連携を保っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
上原 治也	他の会社の出身者				○				○					
畑口 紘	弁護士				○				○					

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
 a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上原 治也	○	株式会社三菱総合研究所社外監査役 株式会社小糸製作所社外取締役 上原治也氏は、三菱UFJ信託銀行株式会社出身であり、当社と同社の間には、資金の借入れ関係がありますが、同社への支払金額または受取金額は当社の連結売上高の1%未満であります。	他社における経営者としての豊富な知識・経験等を有する同氏に、会社より独立した公正で客観的立場から監査・監督機能を担っていただくため、社外監査役に選任しています。同氏の大局的な見地からの意見等は、当社のコンプライアンス遵守の経営に貢献しています。独立性に関し、同氏は東京証券取引所上場規程所定のいずれの基準にも該当せず、また、一般株主と利益相反のおそれがないと当社として判断するため、独立役員に指定しました。
畑口 紘	○	双信電機株式会社社外取締役 東京エネシス株式会社社外監査役	弁護士としての専門知識・経験等を有している同氏に、会社より独立した公正で客観的立場から監査・監督機能を担っていただくため、社外監査役に選任しています。同氏の専門性に基づく意見等は、当社のコンプライアンス遵守の経営に貢献しています。独立性に関し、同氏は東京証券取引所所定のいずれの基準にも該当せず、また、一般株主と利益相反のおそれがないと当社として判断するため、独立役員に指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

2003年6月に経営の客観性・透明性の向上、業績と報酬との連動性強化を目的として報酬審議委員会を設置し、役員報酬体系及び関連諸制度の見直しを行うとともに、中長期業績に連動する株式報酬型ストックオプション制度を導入いたしました。その後、株主価値並びに業績への連動性をより一層高めるべく、2007年、2011年に報酬体系を改め、2015年には中期業績に連動する業績連動型株式報酬制度を導入しております。なお、新株予約権を株式報酬型ストックオプションとして割当てることに伴う報酬の上限額は、年額1億7,000万円(この金額には使用人兼務取締役の使用人分の報酬を含まない)とし、業績連動型株式報酬制度の報酬の上限額は3年間で12億円(この金額には執行役員に付与する株式報酬を含む)としております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

株主価値向上、業績向上に対するインセンティブを高めるための報酬の一部として、取締役(非常勤及び社外取締役を除く)及び執行役員に対して付与しています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

取締役及び監査役の報酬等の総額(2014年度分)
取締役(社外取締役を除く) 支給人数10名 支給額511百万円
監査役(社外監査役を除く) 支給人数 3名 支給額 50百万円
社外役員 支給人数5名 支給額43百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

[報酬の基本方針]

- ・企業価値及び株主価値の持続的な向上への動機付けとなり、意欲や士気を高めることができる制度であること
- ・優秀な人材を確保・維持し、啓発・報奨することができる制度であること
- ・報酬制度の決定プロセスは、客観的で透明性の高いものであること

[報酬体系]

取締役の報酬は、固定性の強い月例定額報酬と、単年度における会社業績の達成度に連動する賞与並びに株主の皆様との価値共有及び長期的な業績向上に対する意欲や士気を一層高める株式報酬型ストックオプションから構成している。ただし、社外取締役、非常勤取締役及び監査役の報酬は、月例定額報酬のみとしている。また、取締役退職慰労金及び監査役退職慰労金は2011年6月をもって制度を廃止した。
※ 2016年3月期にかかる報酬制度から、中期経営計画で示す業績との連動性が高い業績連動型株式報酬制度を導入するとともに、報酬審議委員会に社外取締役を委員として加えております。

[業績連動の仕組み]

賞与は単年度におけるグループ連結業績による業績評価指標及び担当職務に関する業績達成度を支給内容決定の基礎とし、標準支給額に対して0～約2倍の範囲で支給額が変動する。業績評価指標は連結売上高、連結経常利益及び連結キャッシュフローを用いている。業績連動型株式報酬制度は、中期経営計画で設定する最終事業年度の連結売上高及び連結営業利益等の目標達成度等に基づき、0～150%の範囲で決定する。

[報酬水準及び報酬額の決定方法]

職責に応じた適切な水準及び体系とするため、社外取締役及び外部有識者を加えた報酬審議委員会が関連諸制度の審議・提言を行い、当社業績、事業規模等に見合った報酬額を設定するため、グローバルに事業を展開する国内の主要企業の報酬水準を考慮している。報酬審議委員会は代表取締役及び社外有識者若干名により構成され、役員報酬の方針策定、制度の検討、具体的算定方法等について審議を行い、その審議結果に基づいて取締役報酬については取締役会の決議、監査役報酬については監査役の協議によって、それぞれ決定される。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

その他の取締役及び監査役に対するものと同様な体制としています。具体的には、秘書室等を通じて各役員に必要な情報を送付するとともに各役員からの情報も秘書室等を通じて、関係部署へ漏漏なく伝達される体制となっています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 現状のガバナンス体制の概要

- (1) 取締役10名(うち独立性を有する社外取締役2名)で構成される取締役会を設置して、当社グループの重要事項について意思決定し、取締役の職務の執行を監督するとともに、監査役4名(うち独立性を有する社外監査役2名)で構成される監査役会を設置しています。
- (2) 執行役員制度を採用し、取締役及び執行役員の役割と責任を明確にして迅速な意思決定と業務執行の効率化を図っています。
- (3) 企業理念である「信頼と創造」の下、経営目標を中期経営計画及び年度計画の中で定め、展開・具体化しています。また、年度目標の達成に向けて、社長直轄の事業部制によって事業運営を行い、定期的に開催する「事業活動報告会」においてその執行及び課題の進捗状況を報告・把握するほか、「業績評価制度」に基づいてその成果を評価・確認しています。
- (4) 取締役の意思決定、業務執行を適正且つ効率的に行うことを目的として、取締役会の決議により各種機関を設置しています。常勤取締役等から構成する「経営委員会」は原則として1週間に1度開催し、取締役会の決定した経営基本方針に基づき、全般的な業務執行方針、会社全般の内部統制に関する事項並びに経営に関する重要事項について審議・決定するとともに、各部門より重要事項の報告を受けます。また、会社の多様な業務に対応できるように目的に応じ、「経営会議」や各種委員会を定期又は随時開催しています。
- (5) 役員報酬に客観性と透明性を備えたものとするため、外部有識者を加えた報酬審議委員会の審議結果に基づき、取締役の報酬等については取締役会にて、監査役の報酬等につきましては監査役の協議により、それぞれ決定しております。
- (6) 会計監査については、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく監査法人に有限責任監査法人トーマツを起用していますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はなく、また、同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっています。当社は同監査法人との間で、会社法及び金融商品取引法に基づく監査について「監査及び四半期レビュー契約書」を締結し、それに則って報酬を支払っています。

2014年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりです。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員: 松本仁、井出正弘、永山晴子
- ・会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士10名、日本公認会計士協会準会員7名、その他12名

2. 監査役の機能強化に向けた取り組み状況

監査役の機能を強化するため、以下の取り組みを行っています。

- (1) 独立性を有する社外監査役2名を選任しています。それぞれ他社における経営者もしくは弁護士としての豊富な知識・経験等を有しており、十分な監査機能を発揮しています。

- (2)常勤監査役橋爪規夫氏は、当社の経理担当役員としての経歴を有しており、また、常勤監査役藤生孝一氏は、当社の経理部門における長年の経歴を有しており、両氏ともに財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- (3)監査役会運営を効率的に行い、監査役監査の実効性を高めることを目的として、当社監査役の指揮命令に従って監査役の職務を補助する当社の使用人若干名を、専任の監査役スタッフとして従事させています。
- (4)当社の監査役は、「経営委員会」、「経営会議」、「事業活動報告会」等の重要な会議に出席し、グループの経営状態・意思決定プロセスについて常に把握し、監査しています。
- (5)当社の監査役に対しては、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、コンプライアンスに関する報告相談窓口寄せられた情報、予め取締役と協議して定めた監査役会に対する報告事項等について、適切かつ有効に報告がなされる体制が整備されています。
- (6)当社の監査役に対しては、経営監査部より、内部監査に関わる状況とその監査結果の報告を行っており、当社の監査役は必要に応じて経営監査部に調査を求めるなど内部監査部門と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施しています。
- (7)当社の監査役の執行部門からの独立を確保するとともに、当社の監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見を交換し、必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めています。
- (8)監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、積極的な意見交換・情報交換を行っています。
- (9)監査役スタッフの人事異動、人事考課については、予め監査役の同意を得るなど、業務執行者からの独立性を確保しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

1. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由
従前からのガバナンスにおける取り組みを継承し、当社の事業規模に応じた効果的なガバナンスを実現するため。
2. 社外取締役の役割・機能
他社における経営者としての豊富な知識・経験等を有する各氏が、業務執行から独立した公正な客観的立場で経営監督機能を担っています。各氏の役割である大局的な見地に基づく意見表明等は、当社の企業理念である「信頼と創造」の実現のために貴重です。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主へ議案等を周知するため、3週間前に発送を行っています。
電磁的方法による議決権の行使	株主の利便性向上のため、電磁的方法による議決権の行使に対応しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株主の利便性向上のため、議決権電子行使プラットフォームを利用しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英文版を作成しています。
その他	・ホームページ上に招集通知(和文・英文)を掲載しています。 ・招集通知発送後、議決権行使を促進する葉書を送付しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページ上でIR情報開示方針を公表しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	代表者による決算説明会もしくは電話会議を四半期ごとに開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	北米、欧州及びアジアにおいて説明を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	投資家情報として下記URLを設け、トップメッセージ、決算情報、有価証券報告書、統合報告書等を広く開示しています。 http://www.nikon.co.jp/ir/index.htm	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報・IR部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「ニコンCSR憲章」のもと、健全かつ公正な企業活動を行い、ステークホルダーからの信頼を得るように努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は従前より社会的責任経営を重視しており、2006年1月にCSR意識の涵養、教育・啓発、活動監視を目的としたニコンCSR委員会を設置し、2007年4月には、ニコングループの社会的責任に対する基本姿勢を示す「ニコンCSR憲章」を制定し、活動を進めています。また、毎年「ニコンCSR報告書」を発行し、取組みの進捗に関する情報をステークホルダーの皆様に、積極的に開示しています。環境管理体制につきましては、1992年に「ニコン環境管理基本方針」を制定し、健全な環境を次世代に引き継ぎ、社会の持続的発展を可能にするため、環境保全活動を進めています。具体的には、環境委員会を設置してグループ各社へ広く環境活動を展開するとともに、「ニコンCSR報告書」の中で、各事業所が及ぼす環境への影響とその対策について、情報を開示しています。 なお、2014年よりこれまでの「アニュアルレポート」でご報告してきた業績や戦略、事業概況などの財務情報に加え、CSR活動やコーポレート・ガバナンスなどの非財務情報を拡充させた「ニコンレポート」を発行しています。また、詳細なCSR情報については、ウェブサイトにて発信していきます。
その他	当社役員(取締役・監査役)への女性登用は、14名中0名です。 当社では、ダイバーシティ活動の一環として2006年より女性活躍の推進に注力し、仕事と育児の両立を支援する環境整備や、管理職・女性社員を対象とした研修による意識改革などを行ってきました。また、女性社員の比率を10%以上とする目標を立て、積極的な採用活動を展開し、2014年3月には女性社員比率目標を達成しました。 2015年は新たにダイバーシティ重点目標として、全管理職に占める女性比率5%(2017年3月

31日時点)を設定しました。

出産や育児等のライフイベント中の社員を支援する施策の一層の充実に加え、メンタープログラムやリーダー育成研修等のキャリア形成そのものの支援に注力することで、着実に女性管理職比率の向上を進めていきます。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

ステークホルダーの信頼を得られる誠実で透明性の高い経営の実現のためには、コーポレート・ガバナンスの強化を進めることが重要であり、その実効性の向上をめざして内部統制を充実させてまいります。すなわち、当社及び当社子会社（以下「グループ」と記載します）における業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、関連法規の遵守、資産の保全を図ることが重要な経営責任であると認識し、これに沿った諸制度、組織等の体制を整備・充実に、会社法及び会社法施行規則に基づく業務の適正性を確保いたします。

1. グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. グループの社会的責任に対する基本姿勢を示す「ニコンCSR憲章」を制定し、また、グループの役職員が法令や社内規程に従いつつ高い倫理観をもって良識ある行動をとれるよう「ニコン行動規範」にて基準を明確にすることなどにより、グループの役職員への企業倫理意識の浸透・定着を図っています。

ロ. 社会的責任経営を重視して、CSR意識の涵養、教育・啓発、活動監視を目的とした「CSR委員会」を設置し、その傘下において「企業倫理委員会」が、企業行動の遵法性、公正性、健全性を確保する活動を定時的に行います。また、グループのCSR並びにコンプライアンスに関する活動を統括し、推進するための専任部門としてCSR推進部を設置しています。

ハ. 反社会的勢力の排除に関しては、その方針・基準を「ニコンCSR憲章」及び「ニコン行動規範」において規定し、さらに、弁護士や警察等と連携し、組織的に対応する体制を構築しています。

ニ. グループの財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」を定めるとともに、必要な体制の整備・改善に努めています。

ホ. グループの業務遂行が、法令、社内規程等に則って適正に行われていることを監査するとともに、必要に応じて改善のための提言を行うため、各業務執行部門から独立し、かつ社長直轄の内部監査部門として経営監査部を設置し、内部監査を行っています。

ヘ. 社会規範、企業倫理に反する行為を防止・是正し、グループ内のコンプライアンスを徹底するために、「倫理ホットライン」などの報告相談窓口をグループ各社に設置し、運用しています。

2. グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社及び国内子会社においては、執行役員制度により業務執行における権限と責任を明確化し、迅速な意思決定と業務執行の効率化を図っています。

ロ. 組織的かつ効率的な業務遂行のために、グループにおいて各組織並びに役職位の責任と権限の体系を明確にした権限規程を制定しています。

ハ. 当社の取締役がグループの意思決定及び業務執行を効率的に行うことを目的として、「経営委員会」、「経営会議」、各種委員会等の機関を設置しています。この内、「経営委員会」は、常勤取締役等から構成され、取締役会の決定した経営基本方針に基づき、全般的な業務執行方針、会社全般の内部統制に関する事項並びに経営に関する重要事項について審議・決定するとともに、各部署より重要事項の報告を受けております。

ニ. 企業理念である「信頼と創造」の下、グループの経営目標を中期経営計画及び年度計画の中で定め、施策として展開・具体化します。年度計画目標の達成に向けては、事業部制によって事業運営を行い、定期的に開催する「事業活動報告会」においてその執行及び課題の進捗状況を把握するほか、「業績評価制度」に基づいてその成果を評価・確認しています。

3. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 当社の取締役の職務執行に係る決議・決裁・報告の内容は、「取締役会規則」「経営委員会規則」「ニコングループ情報管理規程」において定められた保存期間・書類にて保存します。また、必要に応じ取締役、監査役、会計監査人が閲覧可能な状態で管理する体制を整備しています。

ロ. 情報の保護については、社長直轄の情報セキュリティ推進本部を設置しグループ全体の情報セキュリティを一元的に統括するなど体制の整備・強化に努めています。また、グループ共通の規程を整備し、機密区分・重要度に応じた閲覧権者の明確化、パスワード管理、情報の漏洩・改ざん・破壊防止の措置等について役職員に対し周知・徹底を図っています。

4. グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 企業経営・事業継続に重大な影響を及ぼすリスクの識別・評価・管理が重要な課題であるとの認識の下、「リスク管理委員会」を設置し、重点対応リスクを抽出したうえ具体的な対策を講じるなど、グループを取り巻くリスクを適切に管理する体制の整備に努めています。

ロ. 企業倫理、個人情報保護、環境管理、品質管理、輸出管理、インサイダー取引の未然防止、防災対応の各分野を中心に規程・マニュアルを整備し、グループにおける損失防止の管理体制を強化しています。

ハ. 内部監査部門である経営監査部がグループのリスク管理状況の監査、有効性の評価を行い、必要に応じ代表取締役を通じて取締役会に報告し、改善策が講じられる体制を整備しています。

5. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「経営委員会規則」、「子会社等に関する決裁・報告規程」等において、子会社の重要な事項については当社への報告、当社での決裁等がなされる体制が整備されております。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

イ. 監査役会運営を効率的に行い、監査役監査の実効性を高めることを目的として、当社監査役の指揮命令に従って監査役の職務を補助する当社の使用人若干名を、専任の監査役スタッフとして従事させています。

ロ. 監査役スタッフの人事異動、人事考課については、予め監査役の同意を得るなど、業務執行者からの独立性を確保しています。

7. グループの取締役等が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ. 当社の監査役は、「経営委員会」、「経営会議」、「事業活動報告会」等の重要な会議に出席し、グループの経営状態・意思決定プロセスについて常に把握し、監査しています。

ロ. 当社の監査役に対しては、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、コンプライアンスに関する報告相談窓口へ寄せられた情報、予め取締役と協議して定めた監査役会に対する報告事項等について、適切かつ有効に報告がなされる体制が整備されています。

ハ. 当社の監査役に対しては、経営監査部より、内部監査に関わる状況とその監査結果の報告を行っており、当社の監査役は必要に応じて経営監査部に調査を求めるなど内部監査部門と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施しています。

ニ. 報告相談窓口である「倫理ホットライン」に報告した者への報復行為を禁ずる規定を「倫理ホットライン運用規程」に置くなど、当社の監査役への報告を理由とする不利な取扱いがなされないことを確保するための体制の整備に努めております。

8. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役の監査費用については、一定の年間予算を設けており、監査に必要な費用であれば、予算を超過する場合であっても法令に則り当社が支払うこととしております。さらに、必要に応じて外部の専門家を起用するために要する費用についても、当社が支払うこととしております。

9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 当社の監査役の執行部門からの独立を確保するとともに、当社の監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見を交換し、必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めています。

ロ. 当社の監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、積極的な意見交換・情報交換を行っています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除に関しては、その方針・基準を「ニコンCSR憲章」及び「ニコン行動規範」において規定し、さらに、弁護士や警察等と連携し、組織的に対応する体制を構築しています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社では、ステークホルダーの方々の視点に立ち、信頼性を確保することの重要性を認識して、適時適切かつ公平に会社情報を開示するよう努めております。業務遂行にあたっては、関係法令、社内諸規則を遵守し誠実に取り組むことを徹底し、今後も適時開示にかかる体制の向上に鋭意努力してまいります。

1. 開示情報の収集について

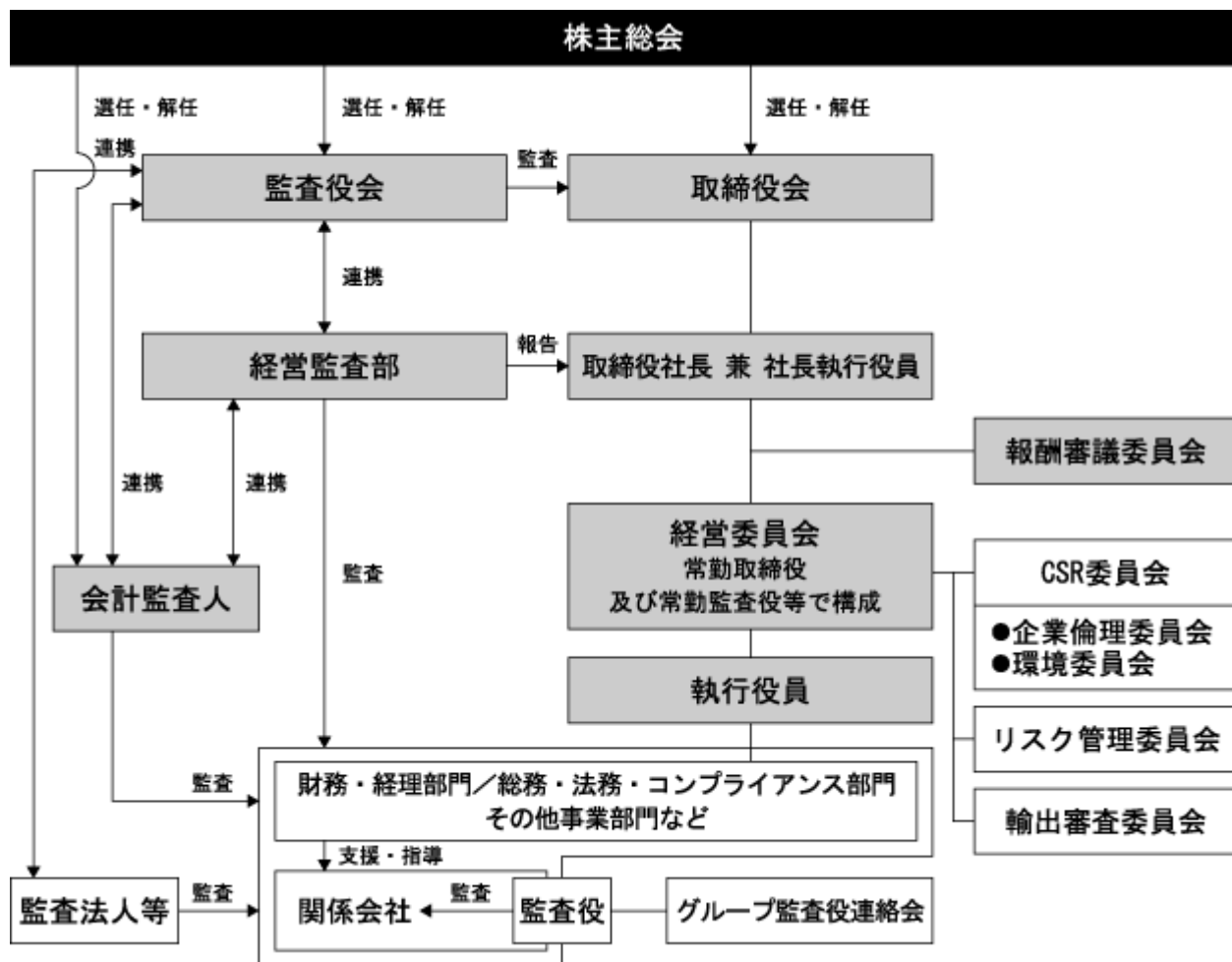
経営に重大な影響を与える事実等の情報を迅速に把握、責任者に報告する仕組みを社内規程、体制を通して実現しています。当社では、ニコングループの経営と業務執行に関する意思決定機関として「経営委員会」を設け、毎週開催しています。ここでは、グループ経営全般から各部門各社での業務に至るまで、適時開示規則により開示が求められる決定事実、発生事実、決算、連結子会社に関する情報を網羅した付議基準に従って審議あるいは報告を行っています。その中で重要な案件については、取締役会において決議・報告を行っています。この他にも、事業活動に関する定期的な報告会や、ITを利用したシステムにより随時必要な経営情報が収集把握できるようになっています。

2. 開示情報の公表について

情報開示担当部門は広報・IR部としています。当該情報に対し適時開示が必要か否かについては、経営委員会の事務局である経営戦略本部企画部が財務・経理本部、広報・IR部、総務部及び当該案件担当部門と検討します。重要な決定事実、決算に関する情報については、経営委員会・取締役会での決議後迅速に適時開示を行います。重要な発生事実については、経営委員会・取締役会（臨時開催を含む）への報告後遅滞なく適時開示を行います。

なお、金融商品取引法が禁止するインサイダー取引の発生を未然に防止するため、ニコングループ各社の業務に従事する者が、その職務に関して当社を含む上場会社等の未公表の重要事実等を知った場合における、株式の売買等に関する自主規制ルール並びに情報管理のルールを「ニコングループインサイダー取引防止規程」において定め、周知徹底を図っています。

【コーポレート・ガバナンス体制についての模式図】



【適時開示体制の概要（模式図）】

